

## 別添 業務仕様書

### 1. 調達品目詳細

#### 1. 1 特記事項

- (1) 納入品は全て新品とし、中古品は認めない。
- (2) 機構の検収後一年以内に、正常な使用にかかわらず機器に不具合が生じた際は、受注者は無償で納入品の修理、または交換の措置をとること。

#### 1. 2 電話交換機

(1) 仕様 電話交換機本体（主装置及び回線収容部）

(2) 必要収容回線数

1) 外線数 PRI×2 回線 (23CH×2)

アナログ×8 回線

2) 内線数 多機能電話×144 回線 (既設 137 台)

一般アナログ×256 回線 (既設 249 台、うち 2 台を停電用とする)

\* (既設回線及び電話機については、減数有、廃止分は予備回線とする)

(3) 電話機

1) 多機能電話 144 台

2) 一般アナログ 200 台

(4) 交換方式

1) 制御方式 蓄積プログラム制御方式

2) 通話路方式 時分割 PCM 方式

3) 応答方式 個別着信方式

分散方式

ダイヤルイン方式

ダイレクトインダイヤル方式

ダイレクトインライン方式

INS ネットダイヤルイン方式

着サブアドレス呼出方式

\* 上記いずれかを組み合わせて使用できること。

(5) 最大消費電力 3KVA (AC100V 入力時)

(6) 環境条件 温度 [0~40℃]、湿度 [20~85%RH (結露なし)] で安定動作すること。停電対応バッテリー長寿命型とし、(3 時間、システム動作を

保証すること)であること。

(7) 構造 前面保守型であり、保守作業が効率的に行えること。

(8) サービス機能

- 1) 保留、転送機能を有すること。
- 2) ピックアップ機能を有すること。
- 3) 不在転送機能を有すること。
- 4) 固定短縮ダイヤル、可変短縮ダイヤルを有すること。
- 5) リダイヤル機能を有すること。
- 6) 自己保留、共通保留機能を有すること。
- 7) サービスクラスを設定し、各内線単位で市外通話発信規則や特定番号への接続規制などができること。
- 8) ナンバーディスプレイが対応可能であること。
- 9) 発信者番号の通知が可能であること (PRI 回線発信時のみ)。

## 1. 3 デジタル多機能電話機

(1) 仕様 新交換機に対応した内線用多機能電話機

1) 標準多機能電話機

- ① 電話交換機からの給電で動作すること。
- ② ナンバーディスプレイ、漢字表示が可能なこと。
- ③ 音量調整ができること。
- ④ 機能ボタンを 12 個以上有すること。
- ⑤ 機能ボタン (保留、転送、音フック、再ダイヤル、代理応答等) を有すること。
- ⑥ 発信履歴は各 10 件以上が記憶できること。

2) 停電用多機能電話機 (アナログ外線対応)

- ① 仕様 停電時でも、外線対応できる電話機能をサポートする。
- ② 電話交換機の電源断時に自動的に通話可能な状態に切り替わること。

## 2. 工事

### 2. 1 特記事項

- (1) 本更新工事に係る配線は、できる限り既設配線を再利用すること。
- (2) 既設電話交換機の設備内容を十分把握し、新電話交換機の設計・設定・構築を行うこと。
- (3) 着工前に施工計画書を提出し、発注者の承認を得ること。
- (4) 受注者は、必要であれば本更新工事に係る許認可・届出、及び回線契約先 (電気通信事業者) への手続き等を補助すること。

(5) 本更新工事は 2022 年 2 月末までに竣工すること。

## 2. 2 要求仕様

- (1) 内線相互の通話が可能であること。
- (2) 各棟執務室はダイヤルインで直接着信ができること。
- (3) 宿泊棟は付加番号ダイヤルイン方式が可能であること。
- (4) 宿泊棟 3 階 38 居室分の電話機は多機能とすること。
- (5) 宿泊棟 1 階の運転手控え室は多機能電話に交換すること。
- (6) 宿泊棟受付番号着信後、音声ガイダンスによる接続先案内が可能であること。
- (7) 宿泊棟客室電話機からは、プリペイドカードによる外線発信が可能であること。
- (8) モーニングコールが可能であること（英語、日本語の繰り返しガイダンスが可能であること）。
- (9) 電話回線による遠隔保守ができること。
- (10) 局線にて転送サービスを利用するための転送開始、転送解除の登録ができること。
- (11) 装置は耐震を考慮し、堅固に固定すること。
- (12) 仕様書に記載がない場合、電気設備工事共通仕様書及び公共建築工事共通仕様書（どちらも国土交通省大臣官房営繕部監修）、日本工業規格（JIS）、日本電気工業会規格（JEM）、日本電線工業会規格（JCS）、電子情報技術産業協会規格（JEITA）などの仕様、規格を遵守すること。
- (13) 本件工事および新規調達機器は、設置引渡日から瑕疵担保期間を 1 年間とする。

## 2. 3 各工事等作業概要

- (1) 新交換機据付工事  
新しい交換機を据え付ける。  
旧交換機の周辺装置、及び配線部材で利用できるものはできるだけ再利用して、同一場所に新交換機を据え付けること。
- (2) 収容回線設定工事  
収容する回線を新交換機に設定する。  
旧交換機の周辺装置、及び配線部材で利用できるものはできるだけ再利用して、新交換機に既設回線と同様の回線を収容すること。
- (3) 多機能電話機更新  
従来の内線用多機能電話機を廃棄し、新多機能電話機を組立調整して、入れ替

えること。

(4) 総合試験調整

新交換機据付工事終了後、従来通りの動作が可能であることを試験・確認する。

- 1) 筑波センター内の電話回線の動作試験を行う。
- 2) 動作試験により発見した不具合について調整・修正する。
- 3) 竣工時立会検査を行う。

立会検査；交換機更新後の筑波センター内の電話回線運用立会

(5) 仮設電話工事

交換機の更新工事中、筑波センター機能を維持する必要があるため、平日に外線につながらない状況が見込まれる場合には、筑波センターが指定する外線電話番号（上記1. 2（2））を、交換機の更新工事中通話可能となるように電話機・FAXを仮設する。

なお、新交換機への切替作業は土日祝日及び平日夜間に行うことを可とする。

(6) 既設交換機撤去・廃棄（廃棄費用も負担すること。）

撤去した従来の交換機及び電話機を廃棄する。

1) 交換機撤去作業

機器の搬入、設置、設定、配線及びこれらに付帯する工事に係る雑材消耗品、既設電話設備等

2) 廃棄産業物の処理は法律に沿って適切に行うこと。

3. 提出書類

3. 1 引き渡し時

(1) 新交換機据付工事

竣工時の状態を反映した据付図（2部）

新交換機の保守に必要な取扱説明書（2部）

(2) 収容回線設定工事

竣工時の状態を反映した回線接続図（2部）

構内ケーブル系統図（2部）

(3) 多機能電話機更新

竣工時の状態を反映した内線番号一覧表（2部）

多機能電話機の取扱説明書（2部）

(4) 総合試験調整

竣工時総合試験成績表（2部）

竣工時立会検査手続要領書（2部）

(5) その他

納品物品一覧表（2部）

内線電話配置図及び内線電話一覧表（2部）

ダイヤルイン番号一覧表（2部）

構内線番表（2部）

工事写真（工事前、工事後）（2部）

別紙1 参考銘柄（現有機材（抜粋））

別紙2 施設位置図